

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年5月11日
【四半期会計期間】	第14期第3四半期（自平成24年1月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	株式会社きちり
【英訳名】	KICHIRI & Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 平川 昌紀
【本店の所在の場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06（6262）3456（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 葛原 昭
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区安土町二丁目3番13号
【電話番号】	06（6262）3456（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役 経営管理本部長 葛原 昭
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期 累計期間	第14期 第3四半期 累計期間	第13期
会計期間	自平成22年7月1日 至平成23年3月31日	自平成23年7月1日 至平成24年3月31日	自平成22年7月1日 至平成23年6月30日
売上高(千円)	3,909,905	4,375,576	5,285,855
経常利益(千円)	122,073	404,824	181,692
四半期(当期)純利益(千円)	33,460	209,320	38,456
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	360,171	370,189	360,171
発行済株式総数(株)	8,152	8,453	8,152
純資産額(千円)	759,792	969,881	756,050
総資産額(千円)	3,072,439	2,839,537	2,826,483
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	4,122.25	26,012.26	4,753.55
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	4,057.27	24,786.34	4,663.06
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	24.4	34.0	26.4

回次	第13期 第3四半期 会計期間	第14期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成23年1月1日 至平成23年3月31日	自平成24年1月1日 至平成24年3月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	10.19	6,502.37

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、東日本大震災による経済活動の停滞から持ち直しの傾向が見られたものの、円高推移、タイの大洪水、エコポイント特需からの需要反動減等の影響で本格的な回復には至らず、海外景気に対する慎重な見方が依然多いことや円高に対する警戒感が根強いことから、国内景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

外食業界におきましても、依然として雇用環境、所得、増税への不安の高まりから生活防衛意識は強く、内食志向の定着化を受けて、厳しい状況が続いております。

このような状況の中、“おもてなしブランドNo.1”を標榜する当社は株式会社タニタとの業務提携により平成24年1月11日に「丸の内タニタ食堂」を出店し当社ブランドの認知度を高めるとともに、コスト面においても、自社物流の本格稼働に伴う原価率低減及び本社機能合理化による本部経費の削減を図るなど、企業価値の更なる向上に努めてまいりました

その結果、当第3四半期累計期間の売上高は4,375百万円（前年同期比11.9%増）、営業利益は358百万円（前年同期比286.5%増）、経常利益は404百万円（前年同期比231.6%増）、四半期純利益は209百万円（前年同期比525.6%増）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000
計	28,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年5月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,453	8,458	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	8,453	8,458	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日 (注)1.	55	8,453	1,830	370,189	1,830	330,189

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成24年4月1日から平成24年4月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が5株、資本金及び資本準備金がそれぞれ166千円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 304	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,094	8,094	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	8,398	-	-
総株主の議決権	-	8,094	-

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社きちり	大阪市中央区安土町 2 - 3 - 13	304	-	304	3.6
計	-	304	-	304	3.6

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年7月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.4%
売上高基準	0.1%
利益基準	0.2%
利益剰余金基準	0.1%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年6月30日)	当第3四半期会計期間 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	367,253	484,095
売掛金	63,155	84,784
原材料及び貯蔵品	36,592	35,987
その他	156,217	181,099
貸倒引当金	6,467	2,017
流動資産合計	616,751	783,950
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,174,032	1,053,900
その他(純額)	212,568	186,560
有形固定資産合計	1,386,600	1,240,461
無形固定資産	11,050	8,839
投資その他の資産		
差入保証金	698,698	715,615
その他	117,381	94,321
貸倒引当金	4,000	3,650
投資その他の資産合計	812,080	806,286
固定資産合計	2,209,731	2,055,587
資産合計	2,826,483	2,839,537
負債の部		
流動負債		
買掛金	131,543	146,785
1年内返済予定の長期借入金	468,190	417,934
未払法人税等	51,520	155,152
賞与引当金	-	21,526
資産除去債務	4,570	4,570
その他	406,061	447,820
流動負債合計	1,061,885	1,193,788
固定負債		
長期借入金	758,017	494,222
その他	250,531	181,645
固定負債合計	1,008,548	675,867
負債合計	2,070,433	1,869,656
純資産の部		
株主資本		
資本金	360,171	370,189
資本剰余金	320,171	330,189
利益剰余金	82,375	291,695
自己株式	16,638	26,554
株主資本合計	746,079	965,519
新株予約権	9,970	4,361
純資産合計	756,050	969,881
負債純資産合計	2,826,483	2,839,537

(2) 【四半期損益計算書】
【第 3 四半期累計期間】

(単位 : 千円)

	前第 3 四半期累計期間 (自 平成22年 7 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 平成23年 7 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
売上高	3,909,905	4,375,576
売上原価	1,051,599	1,120,172
売上総利益	2,858,306	3,255,404
販売費及び一般管理費	2,765,620	2,897,145
営業利益	92,685	358,259
営業外収益		
受取利息	1	33
協賛金収入	38,346	37,321
その他	6,125	19,444
営業外収益合計	44,473	56,800
営業外費用		
支払利息	10,185	8,596
貸倒引当金繰入額	4,000	-
その他	900	1,637
営業外費用合計	15,086	10,234
経常利益	122,073	404,824
特別利益		
新株予約権戻入益	-	2,437
特別利益合計	-	2,437
特別損失		
固定資産除却損	1,572	-
減損損失	21,731	15,726
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15,907	-
災害による損失	6,251	-
特別損失合計	45,462	15,726
税引前四半期純利益	76,610	391,535
法人税、住民税及び事業税	44,080	175,182
法人税等調整額	929	7,032
法人税等合計	43,150	182,214
四半期純利益	33,460	209,320

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)
<p>(賞与引当金の計上基準)</p> <p>従業員の賞与の支払いに備えて、賞与支払予定額のうち当第3四半期累計期間に属する支給対象期間に見合う金額を「賞与引当金」として計上しております。</p> <p>なお、事業年度末においては、支給対象期間に対応する賞与は、事業年度末までに支給されることとなっているため、賞与引当金は発生いたしません。</p>
<p>(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)</p> <p>第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。</p>
<p>(法人税率の変更等による影響)</p> <p>「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)(合わせて、以下「改正法人税法等」)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、改正法人税法等の税率を適用しております。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は7,028千円減少し、法人税等調整額は7,028千円増加しております。</p>

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)
減価償却費 187,281千円	減価償却費 196,367千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成22年7月1日至平成23年3月31日)

当社は「飲食事業」及び「通販事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、「通販事業」の相対的割合が非常に低く、セグメント情報の重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当第3四半期累計期間(自平成23年7月1日至平成24年3月31日)

当社は「飲食事業」「通販事業」及び「コンサルティング事業」を行っております。当社の報告セグメントは「飲食事業」のみであり、他の事業セグメントの重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成22年7月1日 至平成23年3月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成23年7月1日 至平成24年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	4,122円25銭	26,012円26銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	33,460	209,320
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	33,460	209,320
普通株式の期中平均株式数(株)	8,117	8,047
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	4,057円27銭	24,786円34銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	130	398
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	第4回新株予約権(新株予約権の数300個)は、平成23年9月30日をもって、全て消却しております。

(重要な後発事象)

当第3四半期会計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年3月31日)
<p>(新株予約権の発行)</p> <p>当社は、平成24年5月7日開催の取締役会において、当社取締役に対して新株予約権(有償ストック・オプション)を発行することを決議いたしました。</p> <p>新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社普通株式300株</p> <p>本新株予約権の総数 300個</p> <p>払込金額 本新株予約権1個あたり1,530円</p> <p>払込金額の総額 459千円</p> <p>行使価額 本新株予約権1個の行使に際して出資する価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とし、本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株あたりの額は、当初494,500円とする。</p> <p>行使期間 平成24年5月22日から平成29年5月21日</p> <p>資本組入額 資本金の増加額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、残額を資本準備金に組み入れるものとする。</p> <p>本新株予約権の割当を受ける者及び割当数 当社取締役3名、当社普通株式300株</p> <p>割当日 平成24年5月22日</p> <p>払込期日 平成24年5月22日</p> <p>その他 新株予約権者は、割当日から平成29年5月21日までの間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも行使価額に25%を乗じた価格を下回った場合、もしくは行使価額に200%を乗じた価格を上回った場合、当該日以降、平成29年5月21日までの期間中に、残存するすべての本新株予約権を行使価額にて行使しなければならない。</p>

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月11日

株式会社きちり
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笹山 直孝 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社きちりの平成23年7月1日から平成24年6月30日までの第14期事業年度の第3四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年7月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社きちりの平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。